

障がい者福祉計画の延伸について

1. 大和市における障がい福祉に関する計画について

市町村に策定義務がある障がい福祉に関する計画は以下の3つがあり、大和市ではそれぞれに対応する計画を策定しています。

(1) 市町村障害者計画

障害者基本法第11条第3項において規定されている計画で、内容は障がい者のための施策に関する基本的なものとされています。

本市では、『障がい者福祉計画』として策定しています。現行の計画は平成27年3月に、平成27年度から平成30年度の4年間を期間として策定されたものです。

(2) 市町村障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条において規定されている計画で、障がい者福祉サービスの必要量の見込み等を定めるものとされています。

本市では、『障がい福祉計画』として策定しています。現行の計画は平成30年3月に、平成30年度から平成32年度の3年間を期間として策定されたものです。

(3) 市町村障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20において規定されている計画で、障がい児支援に関する見込み等を定めるものとされています。

本市では、『障がい児福祉計画』として策定しています。現行の計画は平成30年3月に、平成30年度から平成32年度の3年間を期間として策定されたものです。

【参考 大和市での現行計画の策定状況】

年度	27	28	29	30	31	32
障がい者福祉計画	→					
障がい福祉計画	第4期 →			第5期 →		
障がい児福祉計画				第1期 →		

2. 障がい者福祉計画の1年延伸について

(1) 現行計画の策定経緯

現行計画は、前期計画(平成22年度から平成26年度の5年間)を引き継ぎ平成27年3月に策定したもので、期間は平成27年度から平成30年度の4年間となっています。

障害者基本法において計画期間についての規定はありませんが、上位計画である国の「障害者基本計画」、県の「かながわ障害者計画」は5年間で策定されていることから、本市ではそれらの計画にならい前期計画は5年間としました。現行計画では、本市での上位計画である『大和市第8次総合計画』(平成21年から平成30年度まで)を超えての期間設定はふさわしくないことから、平成27年度から平成30年度の4年間として策定しました。

(2) 延伸の理由

障害者基本法第11条第3項において、「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者福祉計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ」計画を策定することとされています。国の基本計画である『障害者基本計画』は平成30年度から第4次計画が策定・公表されましたが、県の基本計画である『かながわ障害者計画』は現行計画が平成30年度までであり、次期計画は平成30年度末に公表される予定です。

これらの計画と内容にずれが無いように次期計画を策定する必要がありますが、平成30年度中に他の計画の状況を勘案しつつヒアリング、アンケート、パブコメ等の策定業務を行うことは困難なため、障がい者福祉計画を1年間延伸します。

(3) 延伸することで生じる現行計画の変更事項

計画の期間に関する内容以外に修正の必要ありません。

(4) 延伸後の想定する計画策定スケジュール

平成30年度中	国、県計画の内容を検討、コンサル業者の選定条件を検討
平成31年3月頃	コンサル業者と契約
平成31年4月以降	関係団体へのヒアリング、アンケート、パブコメ等を実施 審議会にて結果の検討、計画案の策定
平成32年3月頃	次期障がい者福祉計画(仮称)策定